

(株) マキ製作所のM&Aについて

当社はこのたび、民事再生手続き中の株式会社マキ製作所との間で、同社のすべての事業を譲受ける事業譲渡契約書を締結しました。

(1) 事業譲受の経緯

(株)マキ製作所は昭和 32 年設立の選果機を主力製品とする農業用機械メーカーであり、平成 19 年 3 月期は売上高 114 億 54 百万円を計上しましたが、ここ数年主力の選果機の国内需要が漸減し、売上高の伸び悩みと価格競争の激化による収益の低迷により、財務体質が悪化し、平成 19 年 9 月 27 日に静岡地方裁判所浜松支部に民事再生手続の申立をしました。

再生手続開始決定後、みずほ証券をアドバイザーとしてスポンサー企業を選定し、事業譲渡による再生計画の検討を進め、多数の候補先の中から当社が譲渡先として選定されました。

(2) 当社として事業を譲受ける理由

当社はグループ内に選果機を製造販売するエスアイ精工(株)を有しており、今回選果機のトップ企業であるマキ製作所の事業を譲受けることにより、農業用機械分野での技術と営業の強化が図られ、グループ全体の業容拡大が期待できるからであります。

(3) 事業譲受の内容

①事業譲受の方法

受皿となる完全子会社を事業の譲受期日（平成20 年4月1日を予定）の20日前までに新規設立し、マキ製作所からこの新規会社へ全事業を譲受ける予定であります。なお新会社の骨格（社名、資本金、役員構成など）は、現在のところ未定であります。

②対象事業

マキ製作所のすべての事業であります。

③譲受日

平成20年4月1日を予定しております。

④譲受価格

金30億円。ただし、譲受日におけるたな卸資産の確定作業にともなう価格調整により増減があります。

⑤雇用関係

現在の役員・社員をそのまま雇用する予定であります。

⑥譲受けのための前提条件

(a)民事再生手続きにかかる裁判所の許可（事業譲渡の許可および株主総会決議の代替許可）が得られること。

(b)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（通称：独禁法）に抵触するか否かを検討し、抵触しないことの確認が得られること。

(4) 株式会社マキ製作所の概要

- ①商 号 株式会社マキ製作所
- ②主 な 事 業 (a)農村における果実、野菜・花卉類の集出荷選別荷包装設備ならびにクールシステム付貯留施設、養蚕の自動飼育プラントの設計製作
(b)産業用各種製・封函機、ケーサー、ラインフィダー他コンベアーラインの設計製作
(c)各種冷間ロール成形部材の製造販売
- ③設 立 年 月 日 昭和32年2月
- ④本 店 所 在 地 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 630 番地
- ⑤代 表 者 取締役社長 京 谷 尚 樹
- ⑥資 本 金 1,186,750 千円
- ⑦従 業 員 数 293 名（平成 19 年 10 月 12 日現在の人数であり、平成 20 年 1 月末には 250 名程度となる見込みであります）
- ⑧大株主構成および持株比率

（平成 19 年 3 月 31 日現在）

氏名または名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
マキ産業株式会社	620,000	10.98
株式会社ニチロ	305,000	5.40
共栄火災海上保険株式会社	294,000	5.20
農林中央金庫	282,000	4.99
協同リース株式会社	265,000	4.69
マキ製作所従業員持株会	215,900	3.82
株式会社静岡銀行	212,000	3.75
株式会社りそな銀行	200,000	3.54
株式会社白子	185,000	3.27
株式会社みずほ銀行	183,000	3.24
計	2,761,900	48.92

（注）上記のほか自己株式 557,000 株(9.86%)があります。

- ⑨当社との関係 当社のグループ企業の一つである松山市のエスアイ精工(株)とは、農業用機械の一部において、競合関係があります。

以 上